

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊4 中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドライン
に基づく保証債務の整理手順Q&A新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(改正後)	(改正前)
<p>(略)</p> <p>Q13. 本整理手続が対象とする「保証人」は、どのような保証人ですか。</p> <p>A. 【一体型】の場合は、主たる債務の整理が協議会による再生支援により行われるため、対象となる主たる債務者は、<u>協議会事業の対象となる中小企業者</u>（〔<u>中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領Q&A</u> Q10参照）に限られます。したがって、協議会事業の対象となる中小企業者の保証人であり、かつ、経営者保証ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人が、本整理手続の対象となります（本手順4.（1））。</p> <p><u>【単独型】の場合は、主たる債務の整理は法的債務整理手続により行われますが、一体型の場合と同様に、主たる債務者が協議会事業の対象となる中小企業者である必要があります。したがって、この場合でも、協議会事業の対象となる中小企業者（詳しくは上記）の保証人であり、かつ、経営者保証ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人が、本整理手続の対象となります。</u></p>	<p>(略)</p> <p>Q13. 本整理手続が対象とする「保証人」は、どのような保証人ですか。</p> <p>A. 【一体型】の場合は、主たる債務の整理が協議会による再生支援により行われるため、対象となる主たる債務者は、<u>協議会による再生支援の対象となる中小企業者</u>（たとえば<u>中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2「再生支援実施要領」2.（1）規定する要件を満たす中小企業者</u>）に限られます。したがって、中小企業者の保証人であり、かつ、経営者保証ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人が本整理手続の対象となります（本手順4.（1））。</p> <p><u>【単独型】の場合は、主たる債務の整理が法的債務整理手続により行われるため、経営者保証ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人であれば本整理手続の対象となります。</u></p>
<p>(略)</p> <p>Q22. 利用相談において、対象債権者の全部又は一部に対し意向を確認することができるかとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。</p> <p>A. 弁済計画の策定を支援することが適当であるか否かを判断するための意向確認ですので、具体的な弁済計画への同意の可能性を確認するものではありません。<u>対象債権者につき、当該保証人について本整理手続による保証債務</u></p>	<p>(略)</p> <p>Q22. 利用相談において、対象債権者の全部又は一部に対し意向を確認することができるかとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。</p> <p>A. 弁済計画の策定を支援することが適当であるか否かを判断するための意向確認ですので、具体的な弁済計画への同意の可能性を確認するものではありません。<u>免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破産手続を求</u></p>

の整理を検討することに対して合理的な不同意事由がないことを確認します。

Q 2 3. 本整理手続による保証債務の整理を検討することについて、対象債権者から合理的な不同意事由が示された場合、どうなるのでしょうか。

A. 対象債権者から、本整理手続による保証債務の整理を検討することについて合理的な不同意事由が示され（例えば、保証人について免責不許可事由に該当する重大な事実があるため破産手続が相当と思われるなど）、弁済計画が成立する見込みがない等、弁済計画策定支援を開始することが困難と判断した場合には、弁済計画策定支援（第二次対応）は開始せず、本整理手続は終了します。この場合、統括責任者は、保証人らにその旨を伝え、必要に応じて可能な対応を行います。

なお、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの民事調停法第 1 7 条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、特定調停手続の利用を助言することが考えられます（Q 1 2 参照）。

(略)

Q 2 5. 利用申請書に添付する別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。

A. 別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」は、当該保証人について弁済計画策定支援（第二次対応）を開始するか否かを統括責任者が判断できるようにするために、保証人が実施部門に対して提出するものです。また、これらの「状況」の時期は、必然的に、弁済計画策定支援の決

めるなど、対象債権者が当該保証人について本整理手続による保証債務の整理を検討することに対して合理的な不同意事由がないことを確認します。

Q 2 3. 本整理手続による保証債務の整理を検討することについて、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破産手続を求めるなど、対象債権者から合理的な不同意事由が示された場合、どうなるのでしょうか。

A. 利用相談を行った保証人について、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破算手続を求めるなど、対象債権者が本整理手続による保証債務の整理を検討することについて合理的な不同意事由が示され、弁済計画が成立する見込みがない等、弁済計画策定支援を開始することが困難と判断した場合には、弁済計画策定支援（第二次対応）は開始せず、本整理手続は終了します。この場合、統括責任者は、保証人らにその旨を伝え、必要に応じて、弁護士を紹介する等、可能な対応を行います。

なお、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの民事調停法第 1 7 条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、特定調停手続の利用を助言することが考えられます（Q 1 2 参照）。

(略)

Q 2 5. 利用申請書に添付する別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。

A. 別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援（第二次対応）を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

定よりも前の時期になります。

他方、表明保証書は、弁済計画案の前提としての「資力に関する情報」の開示及び表明保証のために、保証人が対象債権者に対して提出するものです。また、この「資力に関する情報」の基準時（財産評定及び表明保証の基準時）は、原則として、弁済計画策定支援の決定日（開始日）である必要があります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後に、財産評定及び表明保証の基準時における「資力に関する情報」を改めて調査して、情報を更新する必要があります。また、その情報を協議会の個別支援チームに共有のうえ、対象債権者に対して、弁済計画案を提出するときなどに表明保証書を提出する必要があります（本手順4.（4）①、②）。

表明保証の方法についてはQ36を、財産評定及び表明保証の基準時についてはQ37を、参照ください。

（略）

Q30. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームは、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成されます。個別支援チームには、外部専門家の弁護士を一名含める必要があります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について改めて表明保証書を提出し表明保証を行う必要があります（本手順4.（4）①、②）。表明保証の方法についてはQ36を、表明保証の基準時についてはQ37を、参照ください。

（略）

Q30. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームは、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成されます。個別支援チームには、弁護士を一名含める必要があります。